

京都コンサートホール延長利用料金（30分単位）

令和5年4月1日

（単位 円）

区 分			入場料を徴収しない場合			入場料を徴収する場合		
			12：00～ 13：00	17：00～ 18：00	22：00～ 8：30～ 9：00	12：00～ 13：00	17：00～ 18：00	22：00～ 8：30～ 9：00
大ホール	日曜日、 土曜日 及び休日	本番 準備	59,290	62,230	88,810	59,290	62,230	88,810
						82,650	86,750	123,790
						107,800	113,150	161,470
	その他の日	本番 準備	44,950	47,270	67,420	44,950	47,270	67,420
						59,930	63,020	89,890
						74,910	78,770	112,360
ホア ーン ルサ ムン ラブ タル	日曜日、 土曜日 及び休日	本番 準備	14,350	15,050	21,400	23,920	25,070	35,660
						その他の日	本番 準備	10,530

備考

- 1 京都コンサートホール条例別表に掲げる利用時間の区分を超えてホールを利用する場合の利用料金の上限額は、30分（超える時間が30分未満であるとき、又は30分未満の端数があるときは、これを30分とみなす）までごとに、その直前の利用時間の区分に係る利用料金の上限額の30分当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
- 2 大ホールの「入場料を徴収する場合」の上段は、入場料の額が2,000円以下の場合の利用料金。同じく、中段は、入場料の額が2,001円以上5,000円以下の場合の利用料金。同じく、下段は、入場料の額が5,001円以上の場合の利用料金